

運 営 規 程

【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】

【指定認知症対応型共同生活介護】

社会福祉法人 優希会

グループホームやまゆり

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人優希会が開設するグループホームやまゆり（以下「事業所」という。）が実施する指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援2及び要介護に該当し認知症の状態にある者（以下、「利用者」という。）に、適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者（著しい精神状態や著しい行動障害がある者、急性期状態にあるものを除く。）に対して、利用者の心身の状況を踏まえ、一人一人の人格を尊重し、人間としての尊厳を保持できるよう努め、共同生活住居において、利用者の認知症の症状の進行を緩和し利用者がそれぞれの役割を持ち家庭的な環境のもとで、安心して日常生活を送ることができるよう共同生活介護の提供を行う。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、介護予防支援事業所及び居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 利用者の自己決定を尊重すると共に身体拘束等ご利用者の行動を制限しない。但し利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為に緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかしその場合も速やかな解除に努めると共に理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過を報告する。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 グループホーム やまゆり

(2) 所 在 地 青森県上北郡東北町大字大浦字唐虫沢 44 番地 100

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 ユニットごとに1人以上

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護予防認知症対応型生活共同介護及び指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

(2) 計画作成担当者 ユニットごとに1人以上 (兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び指定認知症対応型共同生活介護を作成することとともに、連携する病院等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 常勤 11名以上
非常勤 0名以上

介護職員は、介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護は、要支援2及び要介護に該当し認知症の状態にある者を対象共同生活をおくる住居を準備し、日中帯夜間及び深夜帯は利用者の生活サイクル等に応じて設定をし日中時間帯は利用者3人に1人以上の介護職員を配置し夜勤及び深夜帯では介護職員を1名以上配置し共同生活介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、原則、その1割の額とする。

- 2 食材費は、1食につき朝食380円、昼食500円、夕食380円とする。おやつ費込
3 家賃は、1月あたりの室料として次の通りとする。

料金	部屋番号
30,000円	全室

- 4 水道光熱費（電気・ガス・水道料金）は、1月あたり12,000円とする。
5 共益費（居室電球・食器用洗剤・清掃用品等の消耗品購入費）は1月あたり8,800円とする。
6 費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
7 おむつ代および理容代の費用については実費とする。
8 その他、日常生活で費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をして同意を得たもの限り徴収する。

(利用者の定員)

第7条 利用者の定員は、1ユニットの定員を9名とし2ユニットで18名を利用定員とする。

(利用に当たっての留意事項)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

- 2 利用者が入院治療を必要とする場合は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。
3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
4 利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の事由がない限り、こ

れを拒否してはならない。

- 5 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や習慣の相違で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、若しくは口論すること、泥酔し、又は楽器などの音を異常に大きく出して静寂を乱すことにより他の利用者の迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 指定した場所以外で火気を用い、又は寝具の上で喫煙すること。
 - ④ 故意に施設、若しくは物品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - ⑤ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - ⑥ 無断で物品の位置、又は形状を変えること。
- 6 退居に際しては、利用者及び家族等の意向を踏まえた上で、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。また次のような場合に退居となる。
 - ① 利用者又はその家族等の都合で指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護を終了する場合
 - ② 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ③ 利用者の要介護認定が、非該当（自立）又は要支援1と認定された場合
 - ④ 利用者が亡くなられた場合
 - ⑤ 共同生活を送ることが困難である場合
 - ⑥ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の契約を継続しがたいほどの背信行為がある場合
 - ⑦ 2ヶ月以上の入院加療等が必要な場合
 - ⑧ 利用者の利用料金が、請求書発行月の20日までに当事業所に支払われない場合、この場合は請求月の月末をもって退去とする。（発行月とは、サービス利用した月の翌月のこと）

（緊急時における対応方法）

第9条 職員は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

（非常災害対策）

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、社会福祉法人優希会で選任した者を当て、火元責任者等は消防計画に明示されているものが当たる。
- (2) 火災予防を常に心掛け、定期的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消化・通報・避難）…………… 年1回以上
- ② 利用者を含めた総合訓練…………… 年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…………… 随時

(業務継続計画の策定等)

第 11 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護、日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 12 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 2 グループホーム内（居室内、便所、食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等）の清潔や衛生を保持し感染症等の防止をする。
 - 3 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(事故発生時の対応)

第 13 条 月ごとに安全管理委員会を開催するとともに当事業所の安全管理指針を元に事故防止に努め、事故発生時には事故の状況事故に際して採った処置などを記録し当事業所の緊急時対応マニュアルに従い協力医療機関又は主治医・家族と連絡を取りながらすみやかに対応すると共に事故報告書を作成し関係市町村ならび当該利用者のご家族に提出を行い事故の再発を防止することに努め賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(医療体制との連携)

第 14 条 利用者の様態の急変による要入院及び転倒事故その他夜間の急変時の対応など、医療全般にわたる支援体制を協力医療機関との契約により対応する。

(苦情処理)

第 15 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

窓 口 管理者

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 職員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 優希会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

付 則

この規定は、令和6年3月31日より施行する。